

## ⑧ 医療安全対策の推進

### 第1 基本的な考え方

医療安全を更に推進する観点から、医療安全対策が特に必要な特定集中治療室等の治療室及び腹腔鏡手術等について、医療安全対策加算1の届出を要件とする。

### 第2 具体的な内容

特定集中治療室等の治療室及び腹腔鏡手術等の施設基準に、医療安全対策加算1の届出を要件とする。

改 定 案	現 行
<p>【特定集中治療室管理料】 [施設基準] 三 特定集中治療室管理料の施設基準等 (1) 特定集中治療室管理料の注1に規定する入院基本料の施設基準 イ 特定集中治療室管理料1の施設基準 ①～⑥ (略) ⑦ <u>医療安全対策加算1に係る届出を行っている保険医療機関であること。</u> ロ (略) ハ 特定集中治療室管理料3の施設基準 ① <u>イの①、④及び⑦を満たすものであること。</u> ニ (略)</p> <p>[経過措置] <u>令和6年3月31日において現に特定集中治療室管理料1、特定集中治療室管理料2、特定集中治療室管理料3又は特定集中治療室管理料4に係る届出を行っている保険医療機関については、令和7年5月31日までの間に限り、第九の三の(1)のイの⑦、ロの①</u></p>	<p>【特定集中治療室管理料】 [施設基準] 三 特定集中治療室管理料の施設基準等 (1) 特定集中治療室管理料の注1に規定する入院基本料の施設基準 イ 特定集中治療室管理料1の施設基準 ①～⑥ (略) (新設) ロ (略) ハ 特定集中治療室管理料3の施設基準 ① <u>イの①及び④を満たすものであること。</u> ニ (略)</p> <p>[経過措置] (新設)</p>

（イの⑦に限る。）、ハの①（イの⑦に限る。）又はニの①（イの⑦に限る。）に該当するものとみなす。

※ 救命救急入院料、ハイケアユニット入院医療管理料、脳卒中ケアユニット入院医療管理料、小児特定集中治療室管理料、新生児特定集中治療室管理料及び総合周産期特定集中治療室管理料についても同様。

【手術通則】

[施設基準]

第十二 手術

一 医科点数表第二章第十部手術通則第4号に掲げる手術等の施設基準等

(2) 皮膚悪性腫瘍切除術（センチネルリンパ節加算を算定する場合に限る。）、（中略）及び胚凍結保存管理料の施設基準

イ・ロ （略）

ハ 胸腔鏡下肺悪性腫瘍手術（気管支形成を伴う肺切除に限る。）、胸腔鏡下弁形成術、経カテーテル弁置換術、胸腔鏡下弁置換術、経皮的僧帽弁クリップ術、胸腔鏡下動脈管開存閉鎖術、不整脈手術（左心耳閉鎖術（胸腔鏡下によるもの及び経カテーテル的手術によるものに限る。）に限る。）、腹腔鏡下リンパ節群郭清術（後腹膜、傍大動脈及び側方に限る。）、腹腔鏡下小切開骨盤内リンパ節群郭清術、腹腔鏡下小切開後腹膜リンパ節群郭清術、腹腔鏡下小切開後腹膜腫瘍摘出術、腹腔鏡下小切開後腹膜悪性腫瘍手術、腹腔鏡下十二指腸局所切除術（内視鏡処置を併施するもの）、腹腔鏡下胃切除術（悪性腫瘍手術（内視鏡手術用支援機器を用いるもの）に限

【手術通則】

[施設基準]

第十二 手術

一 医科点数表第二章第十部手術通則第4号に掲げる手術等の施設基準等

(2) 皮膚悪性腫瘍切除術（センチネルリンパ節加算を算定する場合に限る。）、（中略）及び胚凍結保存管理料の施設基準

イ・ロ （略）

（新設）

る。)、腹腔鏡下噴門側胃切除術(悪性腫瘍手術(内視鏡手術用支援機器を用いるもの)に限る。)、腹腔鏡下胃全摘術(悪性腫瘍手術(内視鏡手術用支援機器を用いるもの)に限る。)、腹腔鏡下胃縮小術(スリーブ状切除によるもの)、腹腔鏡下胆嚢悪性腫瘍手術(胆嚢床切除を伴うもの)、腹腔鏡下胆道閉鎖症手術、腹腔鏡下肝切除術、移植用部分肝採取術(生体)(腹腔鏡によるものに限る。)、腹腔鏡下膵頭部腫瘍切除術、腹腔鏡下小切開副腎摘出術、腹腔鏡下小切開腎部分切除術、腹腔鏡下小切開腎摘出術、腹腔鏡下小切開腎(尿管)悪性腫瘍手術、腹腔鏡下腎悪性腫瘍手術(内視鏡手術用支援機器を用いるもの)、腹腔鏡下尿管悪性腫瘍手術(内視鏡手術用支援機器を用いるもの)、腹腔鏡下小切開尿管腫瘍摘出術、腹腔鏡下小切開膀胱腫瘍摘出術、腹腔鏡下膀胱悪性腫瘍手術、腹腔鏡下小切開膀胱悪性腫瘍手術、腹腔鏡下前立腺悪性腫瘍手術、腹腔鏡下小切開前立腺悪性腫瘍手術、腹腔鏡下前立腺悪性腫瘍手術(内視鏡手術用支援機器を用いるもの)、腹腔鏡下仙骨腔固定術、腹腔鏡下腔式子宮全摘術(一の(3)に規定する患者に対して行う場合に限る。)、腹腔鏡下子宮悪性腫瘍手術及び腹腔鏡下子宮瘢痕部修復術については、医療安全対策加算1に係る届出を行っている保険医療機関であること。

二の五 医科点数表第二章第十部手術通則第18号に掲げる手術の施設基準等

(2) 鏡視下咽頭悪性腫瘍手術(軟口蓋悪性腫瘍手術を含む。)、(中略)

二の五 医科点数表第二章第十部手術通則第18号に掲げる手術の施設基準等

(2) 鏡視下咽頭悪性腫瘍手術(軟口蓋悪性腫瘍手術を含む。)、(中略)

<p>腹腔鏡下子宮悪性腫瘍手術（子宮体がんに限る。）の施設基準 イ・ロ（略） <u>ハ 医療安全対策加算1に係る届出を行っている保険医療機関であること。</u></p> <p>[経過措置] <u>令和六年三月三十一日において医科点数表第2章第10部手術の通則の第4号又は第18号に係る届出を行っている場合については、令和七年五月三十一日までの間に限り、第十二の一の（2）のハ又は二の五の（2）のハに該当するものとみなす。</u></p>	<p>腹腔鏡下子宮悪性腫瘍手術（子宮体がんに限る。）の施設基準 イ・ロ（略） （新設）</p> <p>[経過措置] （新設）</p>
--	--